

## チャレンジショップ那須烏山「ここカラ」 入居募集要項

### 1. 募集対象施設の概要

施設所在地 栃木県那須烏山市中央2丁目12-26

- ◎インキュベート室① 15.2㎡ IHコンロ シンク 手洗い設備あり
- ◎インキュベート室② 15.2㎡ //
- ◎インキュベート室③ 15.2㎡ //
- ◎インキュベート室④ 21.0㎡

※Wi-Fiについては共有できるものがありますが、電話・インターネット契約回線工事は各自で行う必要があります。

※駐車場に関しては近傍の指定駐車場を利用し、来客用として隣接駐車場を使用してください。

※冷暖房完備 24時間対応警備

※アルコール提供不可 ガス使用不可

### 2. 入居のメリット

- (1) 最初から独立店舗を構えることと比較して、初期投資が圧倒的に少なく済む上、入居料が低廉であるため固定経費も削減することができ、資金が潤沢でない創業者であっても、比較的気軽に店舗経営に乗り出せる。
- (2) 必要な時に必要な指導、助言が受けられる伴走型の支援により、経営ノウハウが不足している創業者であっても安心して店舗経営にチャレンジできる。
- (3) 入居期間中に売上を支える常連の顧客を獲得することはもちろん、チャレンジショップをコアに先輩、仲間、支援機関などとの関係性を構築できる。
- (4) 入居前から入居期間中に受けられるこれらの効果により自力を付け、独立店舗による開業に向け準備ができる。

### 3. 入居募集条件

入居募集者は、次のとおり

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - ①新たに創業しようとする者
  - ②創業して5年未満の個人または法人（大企業を除く）
  - ③新たな事業活動の準備している個人又は法人（第二創業）  
第二創業とは、企業が既存事業とは異なる新事業・新分野に

進出することで経営刷新を図ること、日本標準産業分類の大分類の業種と異なる業種を営もうとすることをいう。

この事項に定めのない内容については委員会に付議することができる。

(2) 前号に該当する者で次の要件を満たす者であること。

- ①入居料等の支払い能力を有すること。
- ②市区町村税を滞納していないこと。  
法人・・・市町村税・特別徴収、固定資産税、軽自動車税、法人市町村民税  
個人・・・市町村税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- ③建物一時使用契約時において、連帯保証人をたてること、営業補償保険に加入ができること。
- ④公序良俗に反することなく、施設に入居する他の事業者との調和を保って事業活動ができること。
- ⑤反社会的勢力でないこと。
- ⑥商工会に加入し、那須烏山市及び商工会の事業に協力できること。
- ⑦退去後も施設で営んでいた事業を那須烏山市で行う予定であること。

(3) 入居開始予定日 令和5年4月1日～

(4) 入居期間 3年以内

1,000 円/m<sup>2</sup>

インキュベート 室番号	金額 (円)
①	15,200/月
②	15,200/月
③	15,200/月
④	21,000/月

駐車場代は賃料に含まれる

電気料 水道料は別途請求する。

(5) 応募申請書類の提出

○入居申請書（様式1）

ワードファイルに内容を記載して提出してください。

○募集期間

令和5年2月1日（木）～令和5年2月28日（火）

○申請書類の提出方法

下記の提出先に持参または郵送にて提出してください

受付は8：30から17：15まで 土日祝祭日は受付できません

那須烏山商工会

〒321-0628

栃木県那須烏山市金井2-5-11

電話 0287-82-2323 FAX 0287-83-2566

平面図



